

東久留米市勤労市民共済会自己啓発の生涯学習講座受講料補助規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）の会員が行う生涯学習の受講料に対する助成に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターが受講料割引契約を結んでいるNHK学園及び資格の大原、がくぶん、産業能率大学、LEC東京リーガルマインドの講座とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、勤労市民共済会の会員とする。

(補助金)

第4条 受講料の補助金は一人1講座とし、2,000円とする。

(補助金の申請)

第5条 受講料の補助金を受けようとする者は、講座終了後、勤労市民共済会に終了した旨の書類の写しを添付のうえ申請するものとする。

2 補助金の申請は、入会翌月以降の受講からとする。

(補助金の支払)

第6条 補助金の支払いは、申請書確認後速やかに支払うものとする。

(請求の時効)

第7条 補助金の請求は受講終了日の1年以内とし、その後は失効する。

(委任)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、同日から適用する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行し、同日から適用する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行し、同日から適用する。

付 則

この規程は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。